2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B、C又はD等級の何れかに格付けされた競争参加資格を有する者であること。
⑷　外務省及びその他の省庁等から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
〒100－8919　東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省大臣官房会計課調達室　安田　直子　電話03－3580－3311　内線3776　ＦＡＸ03－5501－8097
⑵　入札説明書の交付方法　上記３⑴の場所において随時交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成25年８月26日午後２時00分　外務省入札・開札室
なお､本入札説明会に出席を希望する者は、出席予定者を平成25年８月23日午後５時00分までに上記３⑴までＦＡＸにて連絡すること。
※この一般競争入札に参加を希望する者は、必ず本入札説明会に出席すること。
⑷　入札書の受領期限　平成25年９月30日正午12時00分までに上記３⑴に示す場所に入札書等を提出しなければならない。
⑸　開札の日時及び場所　平成25年10月３日午後３時00分　外務省入札・開札室
⑹　問い合わせ先
入札手続関係：上記３⑴に同じ。
仕様関係：外務省外交史料館　佐藤　幸司　電話03－3585－4511　内線9406　ＦＡＸ03－3585－4514
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
①　この一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は入札書及び証明書等書類を入札書の受領期限までに提出すること。
なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
②　入札希望者は、入札書の提出時に、指名停止を受けていない及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者による入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
また、上記⑶②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を確実に履行できると支出負担行為担当官が判断した書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kozo Honsei, Director of the Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs.
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Microfilming of the Diplomatic Records, estimated amount to 160,000 pieces, making a Digital Image Data from Microfilmed Diplomatic Records, estimated amount to 158,400 pieces and making up the contents list of the Diplomatic Records, estimated amount to 230 pieces, etc.
⑷　Delivery period : March 26, 2014
⑸　Delivery place : 1－5－3 Azabudai, Minato-ku, Tokyo 106－0041 Diplomatic Archives, Ministry of Foreign Affairs
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ③have Grade A, B, C or D "offer of services, etc" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every Ministry and Agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.
⑺　The person who is not being suspended from Transactions by the request of the Ministry of Foreign affairs and any ministry or agency.
⑻　Date and time of tender explanation meeting : 2 : 00 p.m. August 26, 2013
⑼　Time-limit for tender : 12 : 00 noon September 30, 2013
⑽　Contact point for the notice : Kouji Satou, Diplomatic Archives, Ministry of Foreign Affairs 1－5－3 Azabudai, Minato-ku, Tokyo 106－0041 Japan TEL. 03－3585－4511 Ext. 9406

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年８月９日
支出負担行為担当官
国税庁長官官房会計課長　牧田　宗孝
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14、71、27
⑵　借入物品等及び数量　国税総合管理システムにおける課税ホスト用磁気ディスク装置の増強に係る機器等の借入等　一式
⑶　調達案件の特質等　調達案件の性質等に関し、支出負担行為担当官が別途指示する特質を有すること。
⑷　借入期間　平成25年12月１日から平成27年12月31日までの間
⑸　借入場所　当庁の別途指定した場所
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の製造」又は「物品の販売」で「A」又は「B」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け､「物品の製造」又は「物品の販売」で「A」又は「B」の等級に格付けされた者であること。
⑷　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
⑹　本公告の物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。